

市会議案第 15 号

女性の人権尊重と支援を踏まえた売春防止法の改正を
求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

吹田市議会議員	山根 建人
---------	-------

同	柿原 真生
---	-------

同	益田 洋平
---	-------

同	玉井美樹子
---	-------

同	村口久美子
---	-------

同	竹村 博之
---	-------

同	塩見みゆき
---	-------

女性の人権尊重と支援を踏まえた売春防止法の改正を 求める意見書（案）

近年、路上等における売買春の勧誘行為等が社会的な問題として指摘されており、経済的困窮等により売春を余儀なくされる女性の人権保護の観点も含め、適切な対処が求められている。

売春防止法は、制定以来、時代に即した実質的な見直しが行われておらず、売春目的での勧誘行為等は処罰される一方で、売春の相手方、いわゆる「買う側」の行為全般は処罰されないといった制度上の問題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、法務省では本年３月に有識者検討会を設置し検討を重ね、買う側の勧誘行為等に対しても何らかの規制を設けるべきとする報告書を取りまとめた。

一方で、同検討会においては、買う側の行為の処罰化について、売買春行為が潜在化するおそれがあるなどの理由により慎重な意見が多数を占めたほか、売春目的での勧誘行為等を行う「売る側」の非処罰化についても、社会の風紀や公衆への影響の観点から、処罰対象から除外することは困難であるとされた。

しかしながら、売春をする人の多くが家庭環境や経済的困窮など、深刻な事情を抱え、保護や支援を必要としているとの報告書の認識を踏まえると、深刻な人権侵害がまん延する現状を改善するためには、女性の人権尊重と包括的な支援を踏まえた法改正が求められる。

世界的には、売る側の非犯罪化・支援と、買う側の処罰化を推進する、いわゆる「北欧モデル」の導入を求める動きも見られる。また、我が国では２０２４年（令和６年）４月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行された趣旨に鑑みれば、売買春をめぐる問題に対しては、単なる規制の在り方の議論にとどまらず、女性の人権尊重や福祉的支援の観点を十分に踏まえた法改正と支援制度設計が不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、売春防止法について、女性の人権尊重と支援の両面から総合的な検討を行い、同法を改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 日

吹 田 市 議 会